

八千代市保育園等転園申込書

(あて先) 八千代市子ども部長

年 月 日

保護者 住所：八千代市

氏名：

電話：

下記のとおり、保育園等を転園したいので申込みます。

記

現在の保育園等名			
児童氏名		生年月日	年月日
児童氏名		生年月日	年月日
転園希望保育園等名	第1希望		見学済・未済
	第2希望		見学済・未済
	第3希望		見学済・未済
	第4希望		見学済・未済
転園希望時期	年 月 1 日		
	<small>注)</small> 転園申込みは、転園希望月の属する年度間有効です。毎月提出する必要はありません。転園可能となった場合のみ通知を差し上げます。転園希望月の前月10日までに保育園等または子ども保育課へ提出してください。なお、令和5年度1月から3月及び令和6年度4月1日転園希望の場合は、12月8日が締切となりますのでご注意ください。		
転園希望理由			

★ 兄弟姉妹一緒に転園を希望される方に伺います。

保育園等の空き状況により、同時期同一保育園等への転園が難しい場合に、次のいずれを希望しますか。番号に○をつけてください。

1	全員が同じ時期（月）に同じ保育園等に転園できなければ、同時期同時転園できるまで待つ。
2	1人だけでも転園できる場合希望する。 (ア. どの子が先でも構わない。 イ. 【児童名： 】が先の転園でないと希望しない。 ※同時に利用できる時 ア. 希望園順位を優先する。 イ. 希望園順位が低くても同じ保育園等を優先する。
3	別々の保育園等でも、全員が同じ時期（月）に転園できれば希望する。 ア. 希望園順位を優先する。 イ. 希望園順位が低くても同じ保育園等を優先する。

★ 健康状況について伺います。

1	アレルギーがありますか？ <input type="checkbox"/> はい【児童名： 】 <input type="checkbox"/> いいえ ある場合は具体的にご記入ください。(食物アレルギーの場合は転園を希望する保育園等にご相談ください)□ ()
2	保育をする上で配慮することはありますか？ <input type="checkbox"/> はい【児童名： 】 <input type="checkbox"/> いいえ ()

【裏面も必ずご確認ください】

※ **注意事項**

転園の必要がなくなった場合は、すみやかに子ども保育課へご連絡ください。転園決定後の取り下げは出来ません。

私立保育園等は園により特色があります（園服のある保育園等があります）。入園を希望する場合は、事前に見学をしてください。

転園が決定した場合、転園当初は新しい保育園等に慣れるための慣らし保育があります。期間中は、短時間保育となります。

※ **認定こども園へ転園を希望する場合**

認定こども園へ転園を希望する場合は、この申込書を記載する前に必ず見学を済ませていただき、転園希望を出す旨をお伝えいただいてからお申込みをしてください。（見学にあたり、予約が必要となる場合がありますので園へ事前に確認をお願いします。）

認定こども園への転園のお申込み締切は、一般の保育園と同様です。

なお、定員等の都合により認定こども園への転園ができなかった場合は、現在在籍している園での自動継続となります。

転園を希望する場合、申込のあった希望施設について、市の定める基準に基づき選考・利用調整を行います。□

以下に該当する方は保護者の保育を必要とする書類の他、必要書類を添付してください。

（市所定の様式の必要書類は保育園等または子ども保育課の窓口で配布しています。市ホームページからダウンロードもできます。）

※必要書類の確認ができない場合、利用調整で不利になる場合があります。

対象	必要書類
保護者が自営の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自営業にかかる就労状況申告書 （農業用または農業以外用のいずれかを自身で記入） ・事業実績の確認できる書類（確定申告書、税務署への開業届のコピー、商業・法人登記履歴事項全部証明書など） <p>※親族経営の自営の場合は、親族の確定申告書の写しなども併せて提出してください。</p>
保護者が親族等の介護・看護をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・療養状況申告書（介護・看護対象者1人につき1部）
ひとり親の場合	<p>離婚・・・親子の戸籍謄本または離婚届受理証明書（離婚成立日と親権者が記載されているもの）</p> <p>未婚・・・戸籍謄本（父母の欄が確認できるもの）</p> <p>離婚調停中・・・裁判所への呼び出し状など離婚調停中であることがわかるもの</p> <p>その他・・・事前に子ども保育課へご相談ください</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上65歳未満の同居者（同一敷地内を含む）がいる場合 ・隣接する住戸、同一アパート等に18歳以上65歳未満の親族がいる場合 <p>※令和5年4月1日現在の年齢が対象です</p>	<p>当該児童の保育ができないことを証明する各種証明書</p> <p>※提出がない場合は、利用調整について減点対象になります</p>